

大泉町広報紙有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大泉町有料広告掲載要綱（平成22年大泉町告示第67号）第5条の規定に基づき、大泉町の広報紙「広報おおいずみ」（以下「広報紙」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載)

第2条 広告は、毎月10日に発行する広報紙の定期号に掲載するものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第3条 広報紙に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは、大泉町有料広告掲載要綱第3条及び大泉町有料広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の規格)

第4条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。

(1) 縦4.5センチメートル×横8.7センチメートル

(2) 使用色 1色

2 前項の規定にかかわらず、同一ページの隣り合う2枠をもって1つの広告とすることができる。

3 前二項に掲げるもののほか、掲載広告に関しての必要な事項は、大泉町と広告主との協議の上、決定するものとする。

(広告の掲載枠数及び位置)

第5条 広告の掲載枠数は、町政情報の提供に影響のない範囲とし、原則として、毎号8枠以内とし、広告の掲載位置は、町長が指定する位置とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の掲載料金は、広告1枠につき月額10,000円とする。

(版下作成)

第7条 版下は、大泉町が指定する仕様で作成し、大泉町が指定した期日までに提出するものとする。

(町ホームページ上での取扱い)

第8条 広報紙を大泉町ホームページに公開するときは、広告は削除するものとする。

る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、掲載する広告の取扱いに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年12月14日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月20日から施行する。

この要領は、令和5年7月1日から施行する。